

# Money&Investment

**費用負担の公平化**  
 大きな改正が予定されるのが介護保険だ。改正ポイントはいくつかあるが、家計への影響が大きくなるのが「費用負担の公平化」だ。

消費税の再引き上げは先送りになったが、2015年も年金や介護保険といった社会保険で見直しや改定が相次ぐ。財政が厳しい各種の社会保険は給付の減少が見込まれる半面、保険料などの負担は着実に増えており、家計に重くのしかかる。見直しや改定の内容とともに、今後の負担増加について調べてみた。

まずは今後の社会保険と税の見直しや改定のカレンダーを見てほしい。15年以降、17年までに負担増についてまとめた。

年金では4月に「特例水準」の解消が予定される。年金の支給額は、物価が下がり続ける中でも据え置かれ、本来より2・5%高い水準になっていた。これを元に戻すため、13年10月と14年4月に年金は引き下げられ、月に4000円以上(厚生年金の標準世帯減った。最終回となる今回の下げ幅は0・5%となる。

年金額はもう少し引き下げられるだけでなく、実質的な目減り時代に入る。年金額を、物価や賃金の伸びより低く抑える「マクロ経済スライド」という仕組みが発動されるためだ。

これらの措置により15年度の年金額は、物価・賃金上昇を下回る1%程度の増加にとどまる見通し。「今後とも年金額は絞り込まれ、実質減額が続く」とみずほ総合研究所の堀江泰保子(注)は、厚生年金の標準世帯減った。最終回となる今回の下げ幅は0・5%となる。

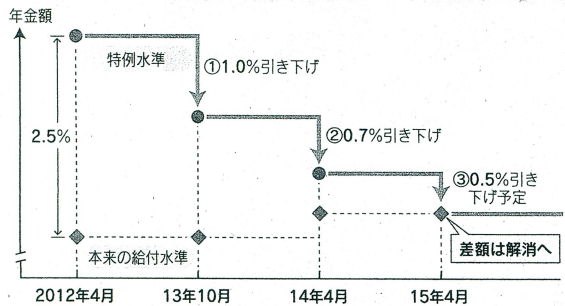
## 年々ずしり 社会保険料

社会保険などで今後負担増が相次ぐ

2015年	1月	健康保険の高額療養費、70歳未満の上位所得者で負担上限引き上げ
	4月	年金額の特例水準が解消、マクロ経済スライド発動へ 国民年金保険料が月340円上がり1万5590円へ
	8月	介護保険で一定以上の所得がある人の自己負担割合が1割から2割へ
	9月	厚生年金保険料率が0.354%上がり労使計17.828%へ
	1月	年収1200万円超の給与所得控除の上限引き下げ(所得税)
	4月	国民年金保険料が引き上げ
	9月	厚生年金保険料率が0.354%上がり同18.182%へ
	1月	年収1000万円超の給与所得控除の上限引き下げ(所得税) 国民年金保険料が引き上げ
	6月	年収1200万円超の給与所得控除の上限引き下げ(住民税)
	9月	厚生年金保険料率が0.118%上がり同18.3%へ

(注)高額療養費は低所得で一部負担減になる。国民年金保険料の引き上げ額は2016年以降は未定。各年9月に保険料率が上がる厚生年金の納付時期は10月

年金額の特例水準は今年4月に解消へ



(注)2014年4月に本来の給付水準が上がったのは、年金額計算に用いられる賃金水準が0.3%上昇したことを反映

2017年分の社会保険料・税金を年収別に試算すると...

(下段は14年分との比較)

	年収500万円	年収700万円	年収1000万円
厚生年金保険料	45万5288円 ▲2万5075円	63万7403円 ▲3万5105円	91万575円 ▲5万150円
健康保険料	31万8750円 ▲6万8750円	44万6250円 ▲9万6250円	63万7500円 ▲13万7500円
介護保険料	5万125円 ▲8187円	7万175円 ▲1万1463円	10万250円 ▲1万6375円
雇用保険料	2万5000円	3万5000円	5万円
所得税・住民税	29万4569円 ▼1万5555円	64万6621円 ▼4万3445円	140万4232円 ▼6万2064円
合計	114万3732円 ▲8万6457円	183万5449円 ▲9万9373円	310万2557円 ▲14万1961円

(注)FPの八ツ井慶子さんが試算(夫が会社員、妻が専業主婦など想定)。雇用保険料率は据え置きと仮定した

## 年収500万円なら 17年に10万円増

務士の井戸美枝氏、要介護

これらは主に給付の絞り

込みを目的とした改定だ。財政難が続く社会保険ではサービスを利用する人だけでなく、保険料を払って制度を支えている会社員ら現役世代の負担も増える。社会保険料の増加は、健康保険料率の16年度に13% (現行12%)に引き上げられる見通し。試算では当初の負担がいくらか大きい分、ファイナンシャルプランナー(FP)の八ツ井慶子氏に、厚生年金保険料が当面の上限に達する17年の社会保険料と税金の負担を試算してもらった。厚生年金率は異なり、(こ)まで負担

1なら月に1万7000円弱の自己負担額が2倍の3万4000円弱に膨らむ。健康保険では高額療養費制度の見直しも実施された。1カ月の医療費が上限額を超えた場合、自己負担額を払い戻す制度で、70歳未満については所得に応じた新たな限度額が導入された。年収約700万円を上げる上位所得者は、昨年度と比べて戻ってくる金額が減って自己負担が増え、年収約370万円までの人なら逆に負担減となる。

健康保険では高額療養費制度の見直しも実施された。1カ月の医療費が上限額を超えた場合、自己負担額を払い戻す制度で、70歳未満については所得に応じた新たな限度額が導入された。年収約700万円を上げる上位所得者は、昨年度と比べて戻ってくる金額が減って自己負担が増え、年収約370万円までの人なら逆に負担減となる。

健康保険では高額療養費制度の見直しも実施された。1カ月の医療費が上限額を超えた場合、自己負担額を払い戻す制度で、70歳未満については所得に応じた新たな限度額が導入された。年収約700万円を上げる上位所得者は、昨年度と比べて戻ってくる金額が減って自己負担が増え、年収約370万円までの人なら逆に負担減となる。

健康保険では高額療養費制度の見直しも実施された。1カ月の医療費が上限額を超えた場合、自己負担額を払い戻す制度で、70歳未満については所得に応じた新たな限度額が導入された。年収約700万円を上げる上位所得者は、昨年度と比べて戻ってくる金額が減って自己負担が増え、年収約370万円までの人なら逆に負担減となる。

防衛策に資産運用  
 増加する社会保険料に家計の防衛策はあるのか。収

(編集委員 土井誠司)

が増えない人ももちろんいる。ただ、健保組合から後期高齢者医療制度への支援金増加なども見込まれ、負担は確実に増していく。

試算の結果、14年と17年の年収が同じ500万円なら社会保険料は10万円以上増える。全額所得控除となる社会保険料の増加は課税所得が減るので所得税負担は減少するが、それでも手取り収入は約6万6000円減ってしまう。年収700万円なら約1万円、同1000万円なら1万円以上負担が増える。

入を増やすか支出を減らすかのどちらかで、妻が専業主婦ならパートタイムなどで働くのも選択だ。支出では住宅ローンや生命保険の見直しに加えて、モノを購入する際には本当に必要かどうか、よく吟味することが肝要(八ツ井氏)だ。一方で減少が見込まれる社会保険料への対策としては、だれも加えてくるように見直しが進む確定拠出年金をはじめとする公的年金の上乗せ部分の活用や、少額投資非課税制度NISAを利用した資産運用などが候補といえる。その場合も、保険料の増加に見合った無理のない資金配分が欠かせない。